

かいじ号

若者を狙う悪質商法について

若者、特に新成人を狙った悪質商法が横行しています。契約はよく理解して慎重に！
 困ったときは、一人で悩まず、できるだけ早い段階で消費生活センターや市町村の窓口にご相談してください。
 ※相談は無料！プライバシーは守られます。

若者を狙う悪質商法

名称	取扱商品例	手口・事例・問題点等
デート商法	アクセサリ、洋服、絵画	メールや電話で誘い出し、恋愛感情を巧みに利用し、高額商品の契約をさせる
マルチ商法	健康食品、化粧品、浄水器	「絶対に儲かる話がある」などと告げて、一部の成功例を紹介し、友人や知人を販売組織に誘い、商品やサービスの契約をさせる。結果的には、加入者を獲得できず、借金と在庫の山を抱えるケースが多い
キャッチセールス	化粧品、エステ、美顔器、絵画、アクセサリ	アンケートなどと称して誘い出し、粗悪な商品等を高額な価格で契約させる。特に、容姿に関する不安を煽って高額な美容商品の契約をさせる被害が多い
資格商法	国家資格や民間資格取得のための講座や教材	自宅や職場に電話をかけ執拗に勧誘。資格取得まで契約は終わらないなどと述べて、さらなる支払いを求められる二次被害も多い
不当請求	アダルトサイトや出会い系サイトの利用料	突然、はがきやメールで支払いを請求。メールを開いただけで登録料等の支払いを求められるケースも
オンラインショッピング	商品全般	お金を振り込んだが商品が届かない。商品が偽物だったので解約を申し出たが応じない。出品者と連絡が取れなくなった。……

※上の表は、悪質商法のほんの一例にすぎません。悪質業者は、あらゆる手法を用いてあなたを狙っています。

被害に遭わないために

- ・高額な契約や儲け話には要注意！
- ・支払額に相当する価値のある商品やサービスなのかをよく考える。
- ・クレジットを利用する場合には、金利手数料や長期間の返済が可能なのかをよく考える。
- ・身に覚えのないメールは開かず削除する。文字数が多く複雑なメールアドレスにしたり、フィルタリング機能等の各種サービスを活用する。
- ・名前や住所、電話番号等、個人情報を安易に人に教えない。
- ・必要ないものは、キッパリ・はっきり断ること。

ごはんの豆知識



栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食品の浪費など、最近の食生活の乱れはさまざまな問題を生んでいます。こうした事態に対応するため、農林水産省、文部科学省、厚生労働省が共同で「食生活指針」を作りました。

このなかでも、食事のバランスを改善するために脂質の摂り過ぎを抑え、ごはんなど穀類の積極的な摂取を勧めています。

日頃、なにげなく食べている“ごはん”。この“ごはん”が私たちの食生活にどれだけ貢献しているかご存じですか。

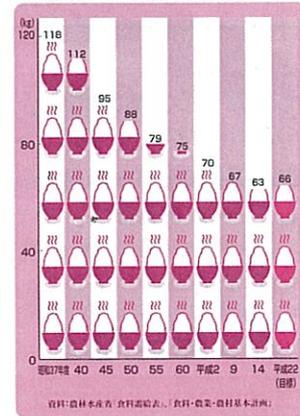
ごはんで生活習慣病の防止を

減少する米消費量と増加傾向による生活習慣病

お米の消費量は、近年減少傾向にあります。平成14年度の1人1年当たりの消費量は62.7kgとなり、ピーク時である昭和37年度の118.3kgに比べ約半分近くまで減少しています。

最近の私たちの食生活をみると、お米の消費が減少する一方で、脂質の摂り過ぎが目立っています。脂質の摂り過ぎは、生活習慣病（肥満、高血圧をはじめ糖尿病、脳や心臓の病気など）の原因にもなります。

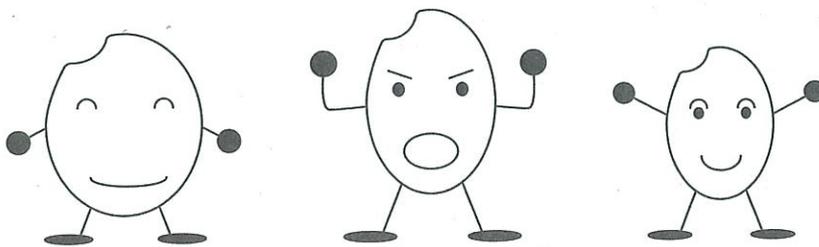
■お米一人一年当たり消費量の推移



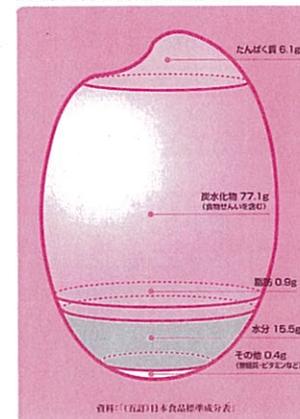
ごはんのすぐれた栄養

ごはんは、効率の良いエネルギー源となる

炭水化物と体をつくるたんぱく質など、私たちの体に必要な栄養素を含んだ優れた食品であり、食事のかなめとなる食べ物です。



■お米の栄養成分(精白米100g当たり)



ごはんを食べてヘルシーダイエット

ごはんは太りにくい食べ物

お米に含まれる糖質は優先的にエネルギーとして消費されるので、太る原因とはなりにくく、お米に水をたっぷり吸わせて炊きあげるごはんは、量のわりにはエネルギーが低く、ダイエットに効果的な食べ物です。



朝からごはんをしっかり食べよう!

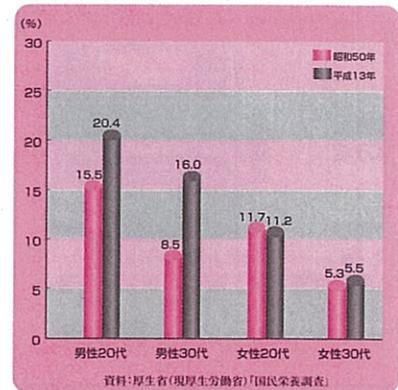
1日の知的活動を左右するのは朝ごはん

朝は食欲がなかったり、時間に余裕がなかったりしがちですが、朝ごはんはおなかを満たすだけでなく、

- 寝ている間に下がった体温を上げ、体を温めることにより、一日の活動の準備をする
- 休んでいた脳の活動を活発にして、仕事や勉強の能率をあげるなどの大切な役割があります。

特に、脳のエネルギー源である糖質は体内の貯蔵量がごく限られていますので、朝ごはんを食べないと頭が十分働きません。

■朝食の欠食状況



食の安全・安心を考えるフォーラムに参加しませんか。

食品の安全性に対する関心が高まっていますが、安全な食品とはどのようなものと言うのでしょうか。また、消費者の不安を少なくするには何が必要なのでしょうか。皆さんで考えてみませんか。

当日は、内閣府食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会の座長を務める 関澤純 徳島大学教授による講演のほか、県内の農業生産者や食品関連事業者、消費者によるパネルディスカッションを行いますので、お気軽にご参加ください。

- 日 時 平成17年2月23日(水)
午後1時30分～午後4時30分
- 場 所 山梨県立文学館講堂
- 内 容 ○基調講演「食品の安全」と「消費者の安心」
講師 関澤 純 徳島大学教授
○パネルディスカッション
- その他 参加無料、申込み不要
- 問合せ先 山梨県食品安全推進室
電話 055-223-1588 FAX 055-223-1587

食肉の生食はひかえましょう。

加熱が不十分な豚の内臓を食べてE型肝炎に感染した事例が北海道で発生しました。豚肉に限らず、その他の肉も十分加熱をせずに食べることは、サルモネラ、大腸菌、カンピロバクターなどによる食中毒の危険性も高いので、肉を食べる時は十分加熱してから食べるようにしましょう。

食品安全110番

食品の表示や安全性に関する相談を受け付けています。

☎055-223-1638

※受付時間：平日午前8:30～午後5:00



公正取引委員会モニター募集

さまざまな広告表示や過大な景品類の提供につられ、必要のない商品を購入してしまったことはありませんか。また、日常生活の中で、広告等に疑問を抱いたことはありませんか。景品表示法を所管する公正取引委員会では、当該法律に違反すると思われる情報の提供を行っていただくことなどを目的に「消費者モニター」、「電子商取引調査員」を募集します。専門的な知識や特別な資格は一切必要ありませんので、公正取引委員会が行う業務や消費者行政に関心のある方は、どうぞお気軽に御応募ください。

平成17年度「消費者モニター」の募集要項

- 応募資格 20歳以上の一般の消費者の方
- 応募方法 官製はがきに、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号、職業、各種モニター経験の有無、家族構成（続柄、年齢、職業 例：夫40会社員 子9小学生）、最寄駅・所要時間（例：〇〇線〇〇駅、徒歩〇〇分）、応募理由（150～200字程度）を記載し郵送にて応募
- 締め切り 平成17年2月11日（金）当日消印有効
- 謝礼等 年額上限6,000円
- 問い合わせ先 公正取引委員会消費者取引課（03-3581-1754）

平成17年度「電子商取引調査員」の募集要項

- 応募資格 20歳以上の消費者で、インターネットの利用が可能な環境を有している方（Internet Explorer 5.01以上又はNetscape 4.7のWEBブラウザをご利用の方）
- 応募方法 上記「消費者モニター」の応募方法に記載する事項に加えて、電子メールアドレス、インターネットに関する事項（利用年数、月平均利用時間、インターネットショッピング（商品・サービス購入）経験の有無）を官製はがき又は封書に記載し郵送にて応募
- 締め切り 平成17年2月28日（月）当日消印有効
- 謝礼等 年額上限20,000円を予定。＊活動に当たって必要なインターネット接続のための通信費用については、月額2,000円の支払いを予定
- 問い合わせ先 公正取引委員会消費者取引課（TEL 03-3581-3375）

応募先 〒100-8987（住所記載不要）公正取引委員会消費者取引課
 選考結果 モニター及び調査員をお願いする方には4月上旬頃応募者本人に通知。採用されなかった場合には通知いたしません。あらかじめ御了承ください。

平成17年度農林水産省食料品消費モニター募集 20名

関東農政局では、アンケート調査や研修会・懇談会への出席などを通じて、食料品の規格、品質、表示、価格動向及び食生活等に関する意見、要望等の報告をいただき、農林水産省の消費者行政に反映させることを目的にモニターを募集します。専門的な知識や特別な資格は一切必要ありませんので、食料品に係る事項に関心のある方は、どうぞお気軽に御応募ください。

- 応募資格 20歳以上の方で農政局主催の研修会（年1回甲府で実施）に出席できる方
 ※平成17年度中に他の官公庁のモニターを行う予定のない方
- 応募方法 官製往復はがき又はメールにて、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、家族構成、官公庁のモニター経験の有無、応募動機を記載し申込み
- 締め切り 平成17年2月28日（月）当日消印有効
- 謝礼等 年額上限10,000円
- 選考結果 応募多数の場合は、居住地、年齢等を考慮し選考。結果については、4月上旬頃に連絡
- 応募先 宛先：〒400-0031山梨県甲府市丸の内3-5-9山梨農政事務所消費生活課
- 問い合わせ先 メールアドレス: monitor_shousei@kanto.maff.go.jp
 農林水産省関東農政局山梨農政事務所・消費生活課
 TEL 055-226-6611

平成17年度山梨県消費生活相談員募集 30名

各種の契約トラブルや商品の安全性等に関する苦情や意見、悪質商法等の被害に遭わないための普及啓発を行っていただくため、県消費生活相談員を募集します。専門的な知識や特別な資格は一切必要ありませんので、どうぞお気軽に御応募ください。

- 応募資格 県内在住の20歳以上の方（20歳以上ならば学生も可）
- 応募方法 応募用紙に住所、氏名（ふりがな）、電話番号、県消費生活相談員・各種モニター経験の有無、応募理由等を記載し、郵送にて応募
 ※応募用紙は、県民生活課、消費生活センター、各地域振興局、情報プラザにあります。県のホームページ「暮らしの情報」（<http://www.pref.yamanashi.jp>）からもダウンロードできます。
- 締め切り 平成17年2月14日（月）当日消印有効
- 謝礼等 年額上限6,000円
- 選考結果 相談員をお願いする方には3月末までに応募者本人に通知します。採用されなかった場合には通知いたしません。あらかじめ御了承ください。
- 応募・問い合わせ先 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 県民生活課
 TEL 055-223-1352 FAX 055-223-1354